

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則（第7号に掲げる用語にあつては、第180条第2項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する政策企画部秘書課、総務部総務室、ふるさと振興部ふるさと振興企画室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、<u>復興局復興推進課</u>、I L C 推進局企画総務課並びに出納局総務課</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>かし担保</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.6パーセント</u>の割合で</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則（第7号に掲げる用語にあつては、第180条第2項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する政策企画部秘書課、総務部総務室、<u>復興防災部復興危機管理室</u>、ふるさと振興部ふるさと振興企画室及び市町村課、文化スポーツ部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、I L C 推進局企画総務課並びに出納局総務課</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、<u>履行の追完、代金の減額及び契約の解除</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で</p>

計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければ ならない。 2 [略]	計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければ ならない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。